

都留市太陽光発電施設設置基準

1. 目的

都留市景観計画（令和3年1月策定）では、「住む人にとっても、訪れる人にとっても心地よい誇りと交流を育む景観まちづくり」を基本理念に、ふるさとへの愛着や誇りを醸成し、交流・定住人口拡大につながるよう、都留市らしい良好な景観づくりを進めていくこととしております。

また、太陽光発電施設をはじめとする、再生可能エネルギーの積極的な活用は市の環境政策としても、温室効果ガス排出量の削減のため、推進すべきものの一つとなっております。

しかしながら、太陽光発電施設の無秩序な設置は、市が誇る城下町の歴史文化景観や自然景観など、今日まで継承されてきたふるさとの心地よい景観を阻害する要因になることが考えられます。

このことから、都留市らしい景観というかけがえのない財産を大切に守り、育て、後世に引き継いでいくため、景観条例（令和2年12月18日 条例第28号）により、一定規模以上の太陽光発電施設を地上に設置する場合は、届出対象行為に位置付けております。

本基準は、太陽光発電施設の設置に関して一定のルールを定め、このルールに基づき、秩序ある計画的な景観誘導を図っていくことを目的としております。

2. 届出対象行為

地上に設置する太陽光発電施設のモジュール（パネル）の合計面積が、10平方メートルを超える場合は届出が必要となり、周囲の景観に調和するよう設置していただくこととなります。

3. 設置基準

3-1. 設置位置

- ①尾根線上、丘陵地への設置は避ける。

- ②自然景観の保全及び災害防止のため、山林への設置はできるだけ避ける。やむを得ず設置する場合は、以下の条件を満たすこと。
- ・史跡、名称等、歴史・文化的価値の高い施設等より望見できないようにすること。
 - ・既存樹木を活かした計画とし、やむを得ず伐採する場合には敷地内に植栽を施し、裸地にしないようにすること。
- ③山梨県太陽光発電施設の適正導入ガイドラインにおける「立地を避けるべきエリア」内での設置は避ける。
- ④山梨県太陽光発電施設の適正導入ガイドラインにおける「立地に慎重な検討が必要なエリア」及び景観形成推進ゾーン内での設置はできるだけ避ける。

3-2. 設置方法

- ①太陽光発電施設の最上部はできる限り低くし、周囲の景観から突出しないように配慮すること。(図1参照)
- ②太陽光発電施設のマジュールの傾斜角度は、目立たぬよう小さく抑え、周囲の景観に配慮すること。(図2参照)
- ③歩行者及び周辺の景観に影響のあるものは、敷地境界からできる限り後退し、植栽やフェンス等により目隠しを行い、目立たないように配慮すること。(図3参照)
- ④道路等から見た場合に周辺の景観を阻害しないよう、分割して小さなブロックの配置にするなど配置の工夫や、植栽等により修景を施すこと。(図4参照)
- ⑤立木を伐採する場合は、自然景観に配慮し必要最小限にとどめること。
- ⑥電線類の地中化に努めること。
- ⑦太陽光発電施設の退色や腐食等については、定期的に補修し、美観の維持、向上に努めること。
- ⑧優れた景観を有する山岳等又は貴重な歴史的建造物の近傍にあっては、これらに違和感を与えることのないように配置、形態・意匠、色彩及び材料について配慮すること。

図1：高さを低くすることにより周囲への影響を抑える

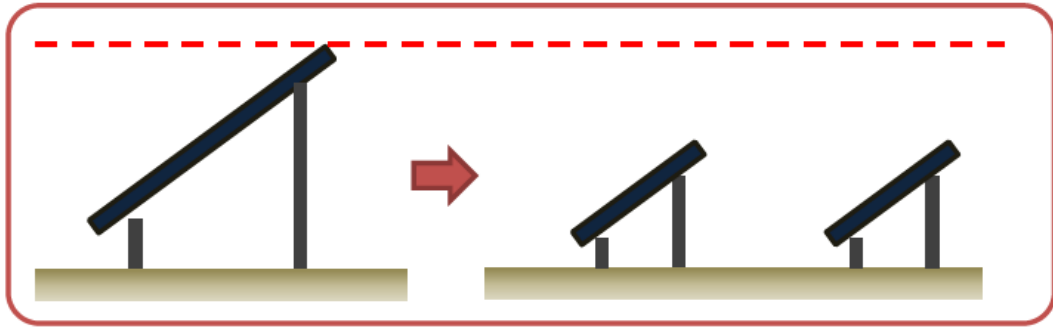


図2：傾斜角度を小さく抑え、周囲の景観に配慮する

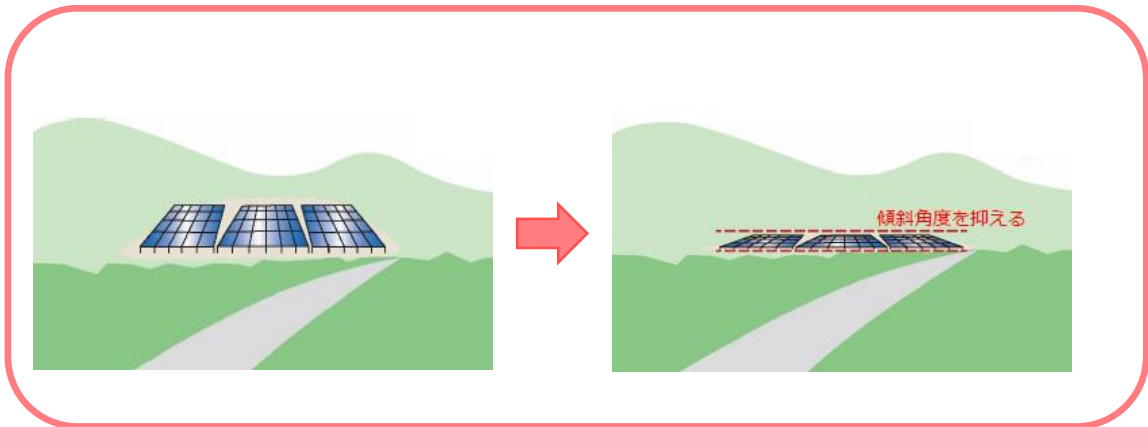
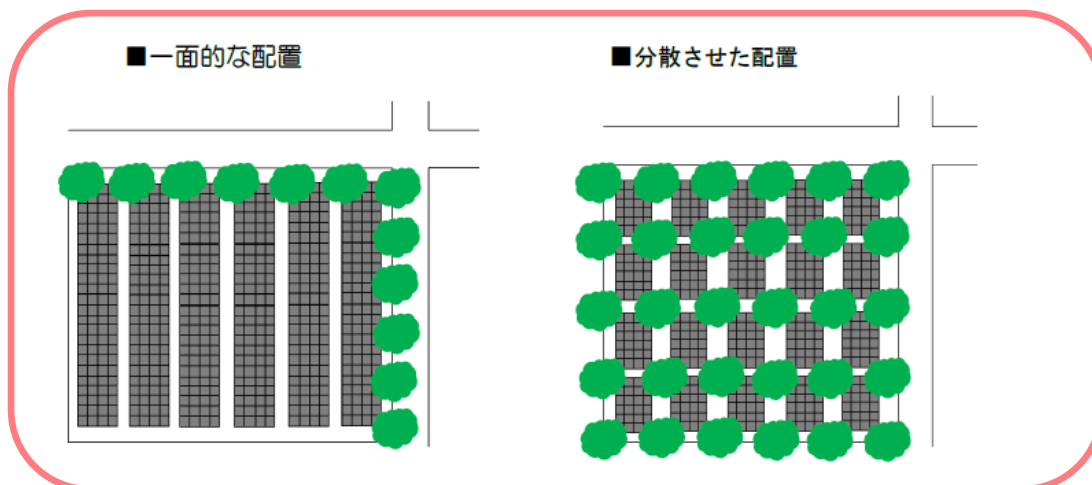


図3：道路から後退させたり、植栽により目立たなくする



図 4：分散配置や植栽により周辺景観へ配慮する



3-3. 色彩

- ①太陽光発電施設のモジュールの色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度で目立たないものとするとともに、原則として、黒、グレー系又はダークブラウンの中から周囲と調和するものを選択すること。
- ②太陽光発電施設のモジュールは、低反射で、模様が目立たないものを使用し、文字等の表記をしないこと。(図 5、6 参照)
- ③太陽光発電施設のモジュールのフレームの色彩は、基本的にはモジュール部分と同色とし、素材は低反射のものとする。
- ④パワーコンディショナーや分電盤、架台、フェンス、引込柱等の付属設備の色彩は、低明度かつ低彩度とし、周囲の景観と調和するよう配慮すること。

図5：太陽光発電施設のモジュールと景観配慮レベル

(写真は例であり、特定のメーカーを表すものではない。)



図6：モジュール例

好ましい例



好ましくない例



青色が強く結晶が目立つ



模様が目立つ

付則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。